

議案第 5 4 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 9 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付」を加える。

第 9 条第 3 項第 2 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第54号参考資料

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室において、これを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室において、これを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立</p>

<p>(6)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(入居者の決定等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき市営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前項の規定の例により入居予定者を選定し、又は前項の規定により入居予定者を選定し、若しくは次条第1項の規定により入居補欠者を定めるに当たり優先的な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する<u>女子</u>で、現に20歳未満の児童を扶養している者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p><u>の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）</u>を受けている者</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(入居者の決定等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき市営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前項の規定の例により入居予定者を選定し、又は前項の規定により入居予定者を選定し、若しくは次条第1項の規定により入居補欠者を定めるに当たり優先的な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する<u>配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子</u>で、現に20歳未満の児童を扶養している者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>4・5 略</p>
---	--